

仙台市スポンサー花壇事業実施要領

(令和元年6月21日建設局長決裁)

(目的)

第一条 この要領は「仙台市みどりの基本計画」に基づく、市民協働の推進の一環として、本市で管理している花壇へのスポンサー協賛により、市民や本市を訪れる方々に花や緑による潤いと安らぎを与える花壇の品質を保ちつつ、維持管理費用の低減を推進していくこと及び企業のみどりに関する社会的責任（CSR）活動を促進することを目的とする仙台市スポンサー花壇事業（以下「本花壇事業」という。）の決定の手続き等について、必要な事項を定める。

(事業内容)

第二条 市長は、本花壇事業に対して協賛する企業・団体及び個人（以下「スポンサー」という。）を市ホームページ等で募り、前条の目的に適う花壇の設置を行うものとする。

(対象花壇及び協賛内容)

第三条 本花壇事業において対象とする花壇（以下「仙台おもてなし花壇」という。）及び協賛内容は、次の各号に定めるものとする。

- 一 仙台おもてなし花壇及びその協賛金額は別表第1のとおりとする。
- 二 複数口の協賛も可能とする。
- 三 協賛期間は、年度毎の1年間とし、年度途中で協賛を開始した場合も当該年度末日までとする。
- 四 既納の協賛金は返還しないものとする。

(申出資格)

第四条 本花壇事業へ協賛の申出を行う者が企業・団体の場合にあつては、次の要件を満たすものとする。

- 一 政治的または宗教的目的を主とする企業・団体でないこと
- 二 仙台市広告掲載要綱（平成17年10月20日市長決裁）第3条第1項第3号及び仙台市広告掲載基準（平成17年10月20日財政局長決裁）第4条に規定する業種又は事業を営む企業・団体でないこと
- 三 暴力団等と関係を有していないこと

2 本花壇事業へ協賛の申出を行う者が個人の場合にあつては、次の要件を満たすものとする。

- 一 本市の市税を滞納していないこと
- 二 暴力団等と関係を有していないこと

(協賛手続)

第五条 本花壇事業へ協賛しようとする者は、「協賛申出書」（第1号様式）を市長に提出するものとする。

2 前項の「協賛申出書」の提出を受けたときは、前条の要件に基づき、当該申出書及び添付書類等を審査のうえ、スポンサーを決定する。なお、申出が募集箇所の募集口数を超えた場合は、加えて抽選を行い、スポンサーを決定する。

3 市長は、スポンサーを決定した後に、申出者に対し、応募結果について別紙通知書（第2号様式または第3号様式）にて通知するものとする。

4 市長は、スポンサーを決定した後に協賛金の納入を通知するものとする。

- 5 市長は、前項の納入を確認した後、仙台おもてなし花壇へのスポンサー名称等の掲載意向を確認し、スポンサーの名称等を記したプレートを設置するとともに、スポンサーに「協賛プレート設置完了のお知らせ」（第4号様式）にて通知するものとする。

（継続手続）

第六条 協賛期間終了後、協賛継続を希望する者は、認定期間の終了日の1か月前までに「花壇スポンサーの協賛継続についての確認書」（第5号様式）により協賛継続を希望する旨、百年の杜推進課あて申出を行うものとする。なお、協賛継続の希望があった場合は当該箇所の募集は行わず、希望がない場合は当該箇所の募集を行う。

- 2 市長は、協賛期間の終了日の1か月前までに協賛継続の希望がない者に対しては、認定期間の終了日
を通知するとともに、協賛継続の希望の有無を確認するものとする。
- 3 協賛継続を希望する者がいる場合は、前条の協賛手続に準じ手続を行うものとする。

（決定の取り消し）

第七条 市長は次の各号のいずれかに該当する場合は、スポンサーの決定を取り消し、スポンサーの名称等が記されたプレート等を撤去できるものとする。

- 一 スポンサーが第四条各号に該当することとなった場合
- 二 本花壇事業の運営に支障をきたすと認められた事象が発生した場合
- 三 納期限を3か月経過しても協賛金の納入がなかった場合

- 2 前項に規定する理由により、スポンサーの決定を取り消された企業・団体等は、市に対して、取り消しによって生じた損害について請求することはできない。

（遅延損害金）

第八条 申出者は、第五条第四項の規定により通知する納入期限までに協賛金を納付しないときは、当該納入金の額につき民法第404条第2項に規定する法定利率で納入期限の翌日から起算してその完納の日までの日数によって計算した額に相当する遅延損害金を納付するものとする。

- 2 前項の規定により計算した遅延損害金の額に百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。
- 3 第一項の規定により計算した遅延損害金の額が千円未満であるときは、同項の規定にかかわらず、申出者は、その遅延損害金を納付することを要しない。

（補則）

第九条 この要領に定めるもののほか、本花壇事業の実施に関し必要な事項については、建設局長が定める。

附則

（施行期日）

この要領は、令和元年6月24日から施行する。

附則（令和2年2月14日改正）

この改正は、令和2年2月17日から施行する。

附則（令和3年8月30日改正）

この改正は、令和３年９月１日から施行する。

附則（令和５年１月２７日改正）

この改正は、令和５年１月２７日から施行する。

附則（令和６年１月３１日改正）

この改正は、令和６年１月３１日から施行する。

附則（令和７年１月３０日改正）

この改正は、令和７年１月３０日から施行する。

別表第１（第三条関係）

仙台おもてなし花壇	場所	協賛金額
仙台駅前ペDESTリアンデッキの花壇	仙台市青葉区中央一丁目地内	１口当たり１０万円
仙台駅前ペDESTリアンデッキの フラワーポット	仙台市青葉区中央一丁目地内	１口当たり３万円
定禅寺通の植栽帯	仙台市青葉区国分町二丁目地内外	１口当たり３万円
青葉山公園の花壇	仙台市青葉区川内追廻地内	１口当たり３万円
泉中央ペDESTリアンデッキの植栽帯	仙台市泉区泉中央一丁目地内外	１口当たり３万円